

政策 2 - (1) -

1. 政策及び15年度重点施策等

政策	行政手続きのオンライン化の推進
15年度重点施策	申請・届出等手続きのオンライン化

2. 政策の目標等

分野	情報
課題	国民サービス向上のための行政の情報化

3. 政策の内容

行政の情報化は、行政のあらゆる分野へのITの活用とこれに併せた既存の制度・慣行の見直しにより、国民や企業の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資することを目的としています。

特に、国や地方公共団体等に対して、書類の提出という形で行われている行政手続について、そのオンライン化が実現されると、国民や企業が行政手続を時間的・地理的な制約なく行うこと、つまり、自宅や職場からインターネットを使って、原則として365日24時間行政手続を行うことが可能となり、国民や企業の利便性が飛躍的に向上すると考えられます。

行政手続のオンライン化を実現するため、金融庁では、その扱う全ての申請・届出等手続について、国民や企業が自宅や職場からインターネットを使って金融庁のホームページにアクセスすることにより行政手続を行うことが可能となるシステムの整備等を計画的に行うこととしています。

4. 平成15事務年度における事務運営についての評価

金融庁では、「金融庁電子申請・届出システム」を開発し、平成15年3月20日に一部の行政手続(652手続)について、従来からの書面による手続に加え、インターネットを利用したオンラインによる手続が可能となりました(なお、EDINET関係の4手続については、平成13年6月1日、EDINETシステム稼動にあわせてオンライン化実施済)。その後、アクションプランに基づき、共管手続等の残りの行政手続についても開発を行い、平成16年3月29日より、金融庁(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局が申請等の窓口となる金融庁所管の手続を含む。)が扱う申請・

届出等の手続 1,398 手続全件について、オンラインによる手続が可能とされたところ
です。

また、今まで月曜日から金曜日（祝日を除く。）の 9 時 30 分から 17 時 45 分までで
あったオンライン申請受付時間について、平成 16 年 3 月 29 日より、原則 365 日 24 時
間受付可能となるよう措置をしたところです。

金融庁に対して行われる申請・届出等手続のオンライン化の実施は、申請者等の利
便性の向上に寄与するものであり、今後、オンライン申請が定着することによりその
効果がさらに高まることが期待されます。

5 . 今後の課題

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び
透明性の向上に資するため、金融庁としても電子政府構築計画等に則し、引き続き電
子政府の実現に向けた行政情報化の推進に努めていく必要があります。

行政手続きのオンライン化の推進に関しては、上記のとおり、アクションプランに
基づき、金融庁（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局が申請等の窓口となる金融庁
所管の手続を含む。）が扱う申請・届出等の手続 1,398 手続全件について、オンライン
による手続が可能とされたところですが、今後は、「行政情報の電子的提供業務及び電
子申請等受付業務の業務・システム見直し方針」（平成 16 年 7 月 29 日各府省情報化統
括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定。）に則り必要な措置を講ずるとともに、広報誌・
関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどによ
り、オンライン利用の普及向上に取り組む必要があります。

平成 17 年度において、「金融庁電子申請・届出システム」の運用・保守のための予
算要求を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏
まえ、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。